

不妊治療の種類

現在我が国において実施されている不妊治療

生殖補助医療技術に関する専門委員会の検討対象とされた不妊治療

I 一般的な不妊治療

- 排卵誘発剤などの薬物療法
- 卵管疎通障害に対する卵管通気法、卵管形成術
- 精管機能障害に対する精管形成術

II 生殖補助医療

1. 人工授精

精液を注入器を用いて直接子宮腔に注入し、妊娠を図る方法。乏精子症、無精子症、精子無力症などの夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。精子提供者の種類によって、以下のように分類される。

(1) 配偶者間人工授精 (AIH)

(2) 非配偶者間人工授精 (AID)

2. 体外受精・胚移植 (IVF-ET)

人為的に卵巣から取り出した卵子を培養器の中で精子と受精させ、受精後の受精卵や胚を子宮腔や卵管に戻し、妊娠を期待する方法。高度の卵管通過障害による不妊症などに対する治療として用いられる。

精子・卵子・胚の提供者の種類によって、以下のように分類される。

(1) 配偶者間体外受精

(2) 非配偶者間体外受精

① 提供精子による体外受精

② 提供卵子による体外受精

(3) 提供胚の移植

3. 代理懐胎 (代理母・借り腹)

(1) 代理母

夫婦のうち、妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できずかつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること。

(2) 借り腹

夫婦のうち、夫の精子と妻の卵子が使用できるが、子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること。